

はつらつ玉村21(第2次)

- 健康増進計画・食育推進計画 -

平成29年3月

玉 村 町

ごあいさつ



現在、我が国は、過去に例を見ない少子高齢化、人口減少社会に突入し、その対応が求められています。玉村町でも65歳以上の高齢者の占める割合が増加し、それに伴い、生活習慣病や寝たきり、認知症などの要介護状態の人が増えています。そうした中、生活習慣病の一次予防を目的とした健康づくり活動が益々重要になってきます。

本町では、玉村町健康増進計画「はつらつ玉村21」及び玉村町食育推進計画「はつらつ玉村食育プラン」に基づき、健康増進や食育推進に取り組んでまいりました。健康増進と食育推進は非常に関連が深く、一体的に推進し、町民の健康づくりに取り組んでいくことが重要であることから、このたび第2次計画については健康増進計画と食育推進計画を統合して「はつらつ玉村21（第2次）」を策定いたしました。

本計画では、町や関係機関・団体等、地域社会全体で町民の健康づくりの取り組みを支援することで「町民の健康寿命の延伸」を図ることを目的としております。より良い生活習慣や健康づくりのため、町民の方に取り組んでいただきたい具体的目標を掲げさせていただきました。町ではこの計画に基づき、関係機関や団体等と連携しながら町民の皆様の健康増進に努めてまいります。そして、全町民が生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れるように、この「はつらつ玉村21（第2次）」の取り組みが町全体へと広がっていくことを願っております。

最後に、本計画策定にあたり、アンケート調査に御協力いただいた町民の皆様、また、健康づくり推進協議会をはじめとする関係者の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成29年3月

玉村町長 角田 紘二

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 玉村町の現状と課題

- 1 統計資料からの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 健康関連事業実績からの現状・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 アンケート調査結果からみた現状と課題・・・・・・・・ 9
- 4 第1次計画最終評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3章 健康づくり実施計画

- 1 健康増進計画の体系と内容・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - 基本方針1 食生活・栄養・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 基本方針2 歯・口の健康・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 基本方針3 身体活動・運動・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - 基本方針4 たばこ・アルコール・・・・・・・・・・・・ 23
 - 基本方針5 生活習慣病・がん・・・・・・・・・・・・ 24
 - 基本方針6 こころの健康・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 食育推進計画の体系と内容・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - 基本方針1 家庭における食育の推進・・・・・・・・ 28
 - 基本方針2 学校・保育所等における食育の推進・・ 28
 - 基本方針3 地域における食育の推進・・・・・・・・ 30
 - 基本方針4 食文化・食の歴史の継承・・・・・・・・ 31
 - 基本方針5 食に関する情報の提供・・・・・・・・ 31

～資 料～

- はつらつ玉村21（第2次）策定委員会設置要綱・・・・・・・・ 34
- はつらつ玉村21（第2次）策定委員会名簿・検討部会部員名簿・・ 35
- 玉村町健康づくり推進協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 36
- 玉村町食育推進委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 食育推進委員会名簿・食育推進作業部会名簿・・・・・・・・ 39
- はつらつ玉村21（第2次）策定経過・・・・・・・・・・・・ 40

第1章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に向け、国では、平成12年度に「健康日本21」を策定し、平成25年度からは、新たな健康課題や社会背景等を踏まえ、「健康日本21（第2次）」がスタートしました。

群馬県においても、国の指針に基づき「元気県ぐんま21（第2次）」が平成25年3月に策定され、県民一人ひとりの健康づくりを推進しています。

また、食育推進につきましても、国では「第3次食育推進基本計画」が平成28年度から5か年計画として、群馬県では群馬県食育推進計画（第3次）「ぐんま食育こころプラン」が平成28年度から4か年計画として策定されました。

本町においては、平成18年度から平成27年度までの10か年計画として、玉村町健康増進計画「はつらつ玉村21」を策定し、健康づくりに取り組んでまいりました。また、玉村町食育推進計画「はつらつ玉村食育プラン」を平成23年度から平成27年度までの5か年計画として策定し、食育推進に取り組んでまいりました。平成28年3月にそれぞれの第1次計画期間が終了しましたが、現在は住民を取り巻く社会環境が変化し、ライフスタイルや価値観も多様化しており、これらに対応した新たな計画の策定が必要になっています。本計画はそれぞれの一次計画の評価を行いつつ、新たな課題にも対応した町民一人ひとりの健康づくりを推進させるものとして策定するものです。また、健康増進と食育は非常に関連が深く、健康増進と食育を一体的に推進し町民の健康づくりに取り組んでいくことが重要であることから、第2次計画については、健康増進計画と食育推進計画を統合して「はつらつ玉村21（第2次）」として策定いたしました。

2 計画の期間

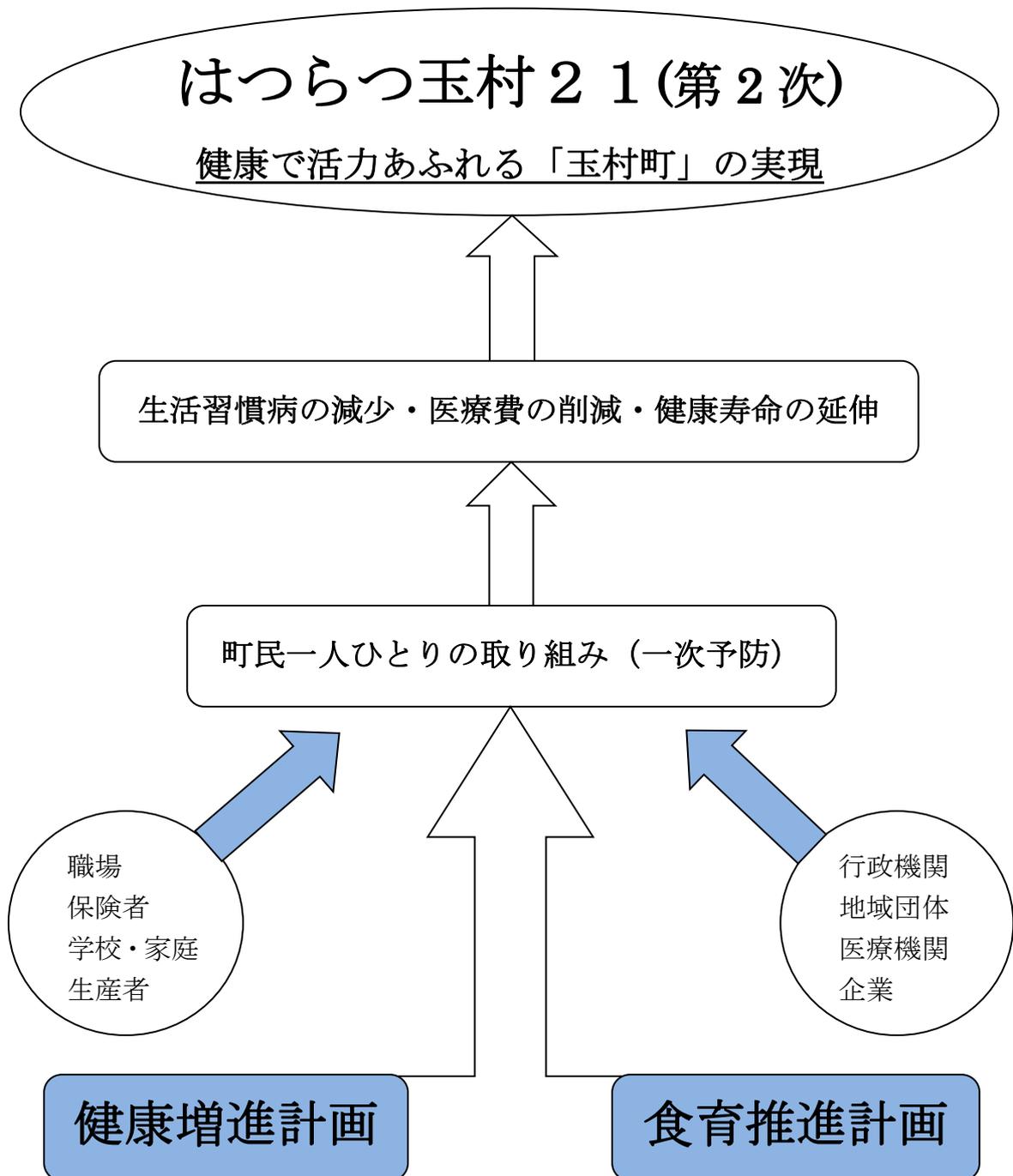
平成29年度から平成38年度までの10年間とし、平成33年度に中間評価を行います。

3 計画の基本理念

「はつらつ玉村21」を積極的に推進するためには、町民一人ひとりが健康や食育の重要性を認識し、自分にあった方法で主体的に健康づくりに取り組むことが大切です。

しかし、個人の努力だけでは目標を達成するのは難しいものです。本計画では、町民に対し、本計画を積極的に周知していくとともに、個人が目標を達成して健康寿命を延伸するために、地域、学校、職場、企業・生産者、健康関連団体、地域団体など、社会全体で町民一人ひとりを支援していくための環境づくりを推進していくことを基本とします。

4 推進体制

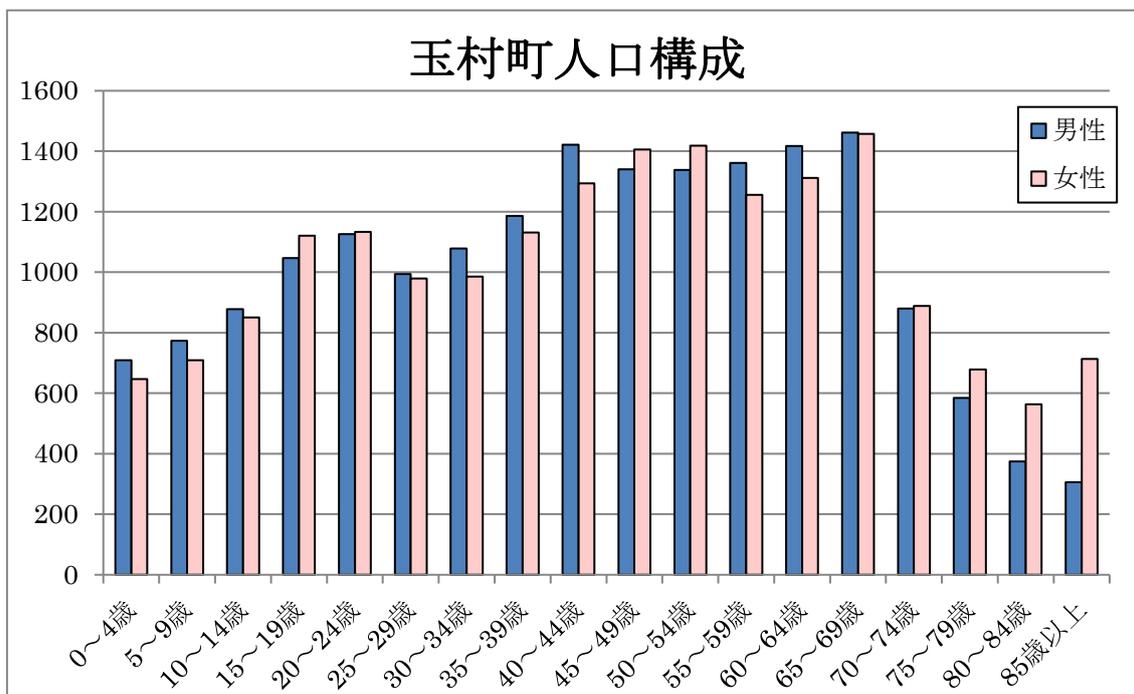


第2章 現状と課題

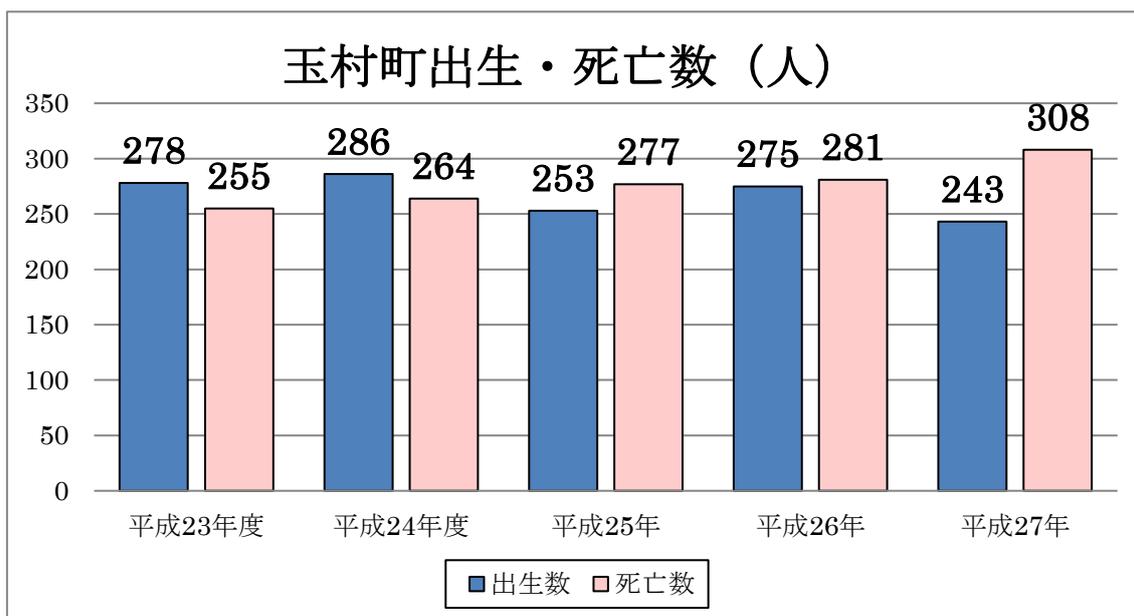
1 統計資料からの現状

■年齢階層人口（平成28年4月1日現在 総人口 36,825人）

玉村町の人口は平成17年の38,254人をピークに減少し続けています。世帯数は、平成25年に1万4千世帯となり、その後も増加し続けています。



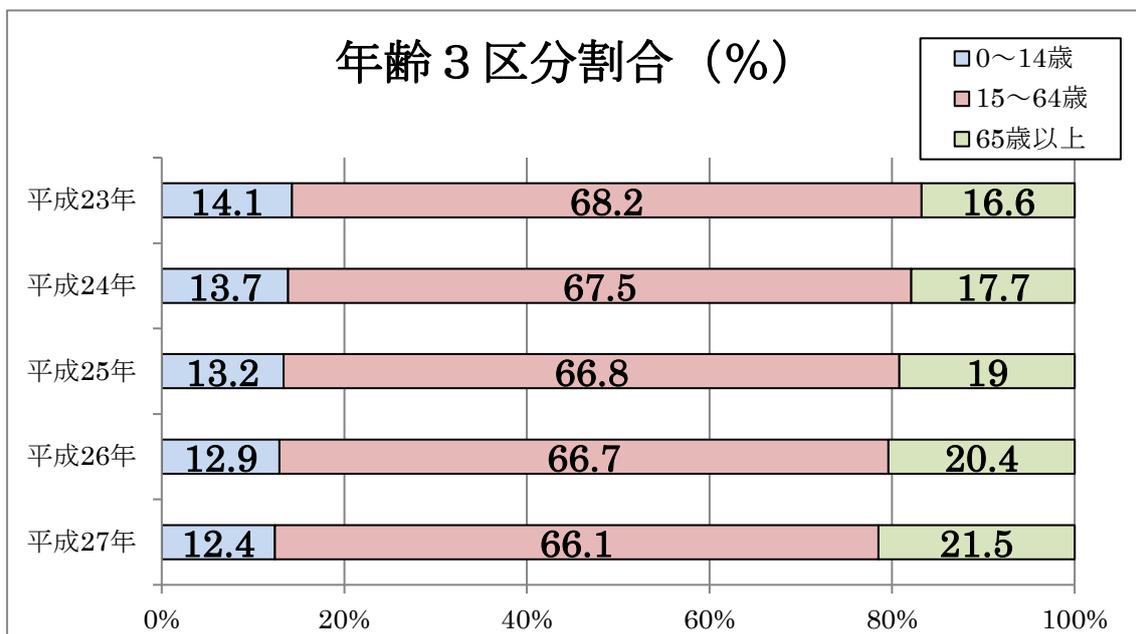
■出生数・死亡数（平成27年刊 健康福祉統計年報より）



* 出生数は平成25年より1月1日から12月31日の集計となる

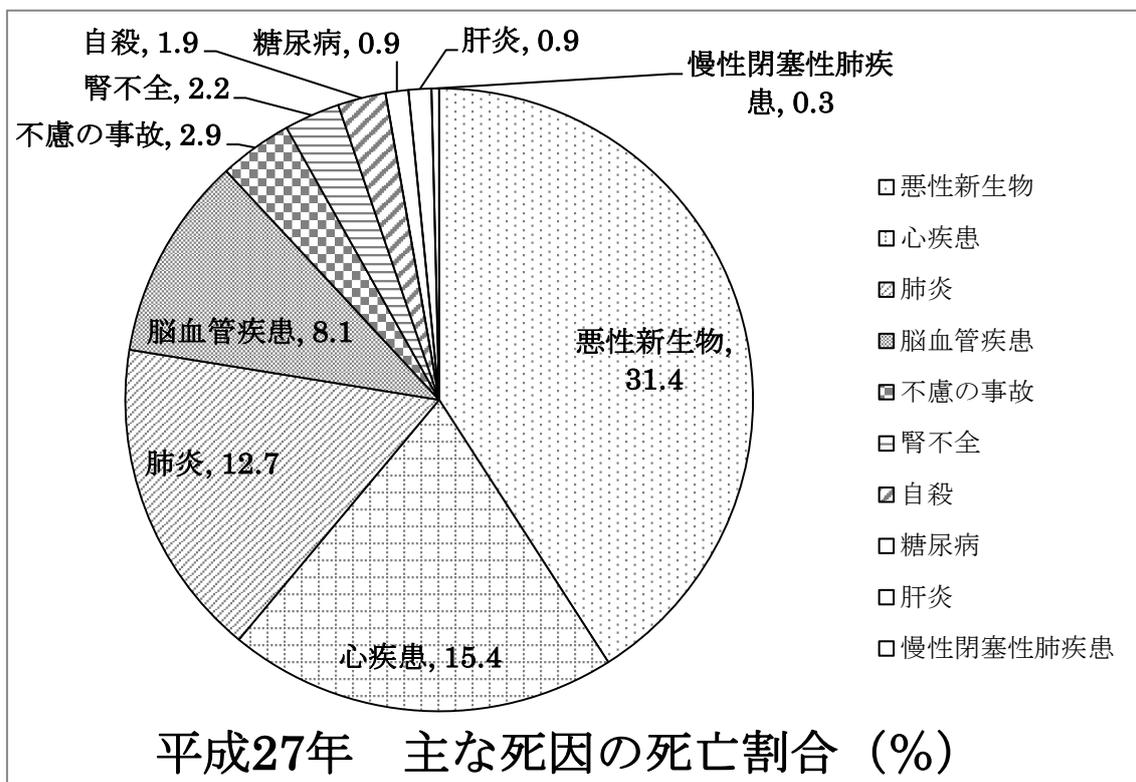
■年齢3区分割合（健康福祉統計年報、群馬県統計情報提供システムより）

65歳以上の人口割合が増加し、年少人口割合は減少傾向で玉村町でも少子高齢化が進んでいます。



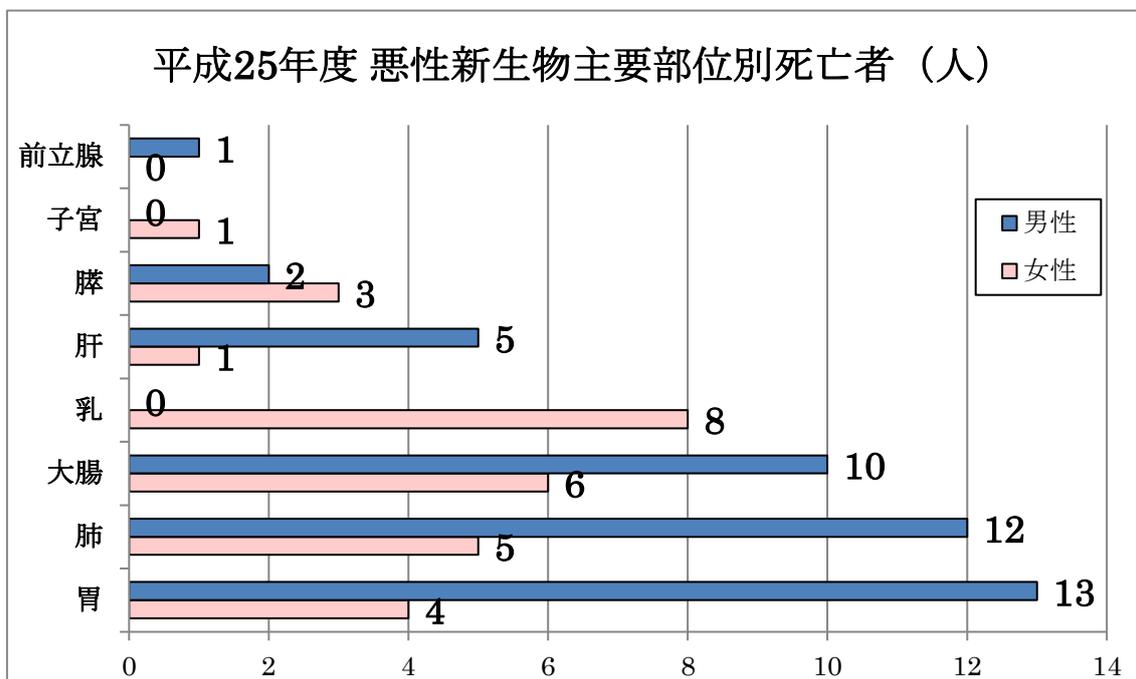
■死因別死亡者数・割合（平成27年群馬県の人口動態統計概況より）

平成27年の玉村町の主な死因割合は、悪性新生物、心疾患、肺炎の順となっています。



■悪性新生物主要部位別死亡者数（平成 27 年刊 健康福祉統計年報より）

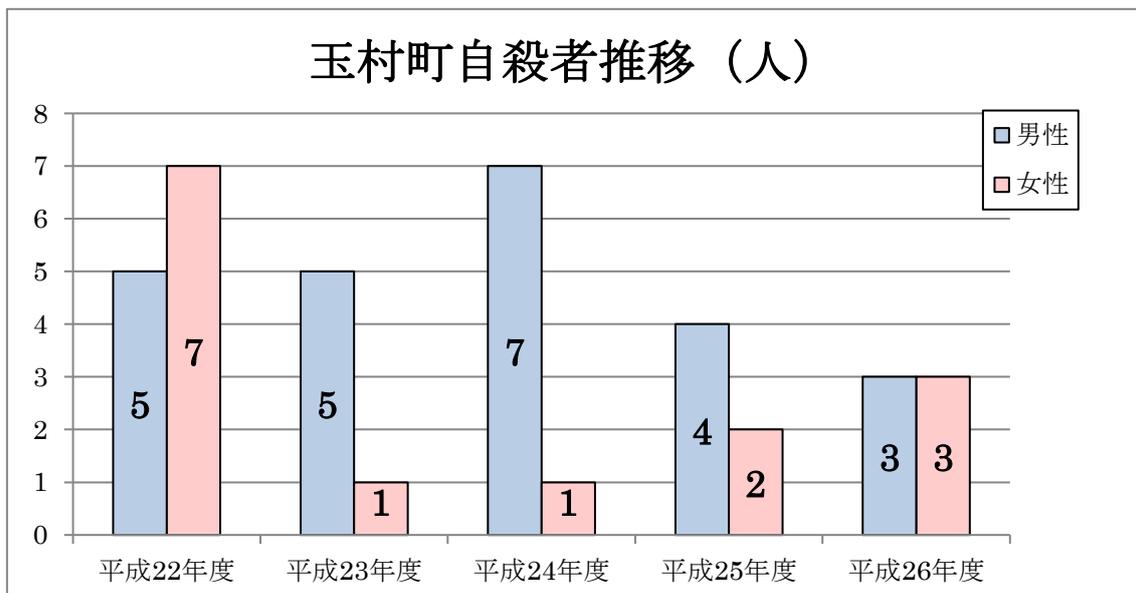
平成 25 年度の悪性新生物主要部位別死亡者数では、胃、肺、大腸の順となっています。男性では、胃、肺、大腸が多く、女性では、乳、大腸、肺の順となっています。



■自殺者数（健康福祉統計年報・地域における自殺の基礎資料（内閣府）より）

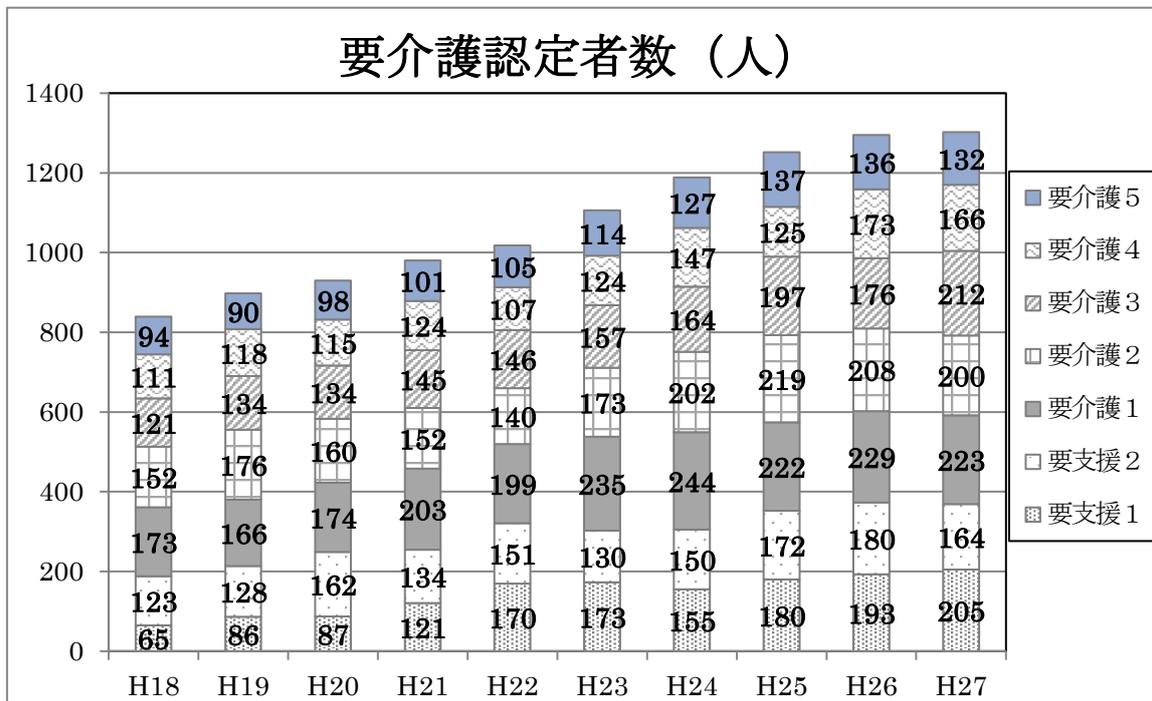
平成 26 年度の玉村町の自殺者数は 6 名で、うち 5 名は 60～69 歳の人でした。理由としては、健康問題、経済・生活問題が大多数を占めていました。

全国や群馬県では、50～59 歳での自殺者が一番多く、男女別割合では、男性が 7 割、女性が 3 割となっています。



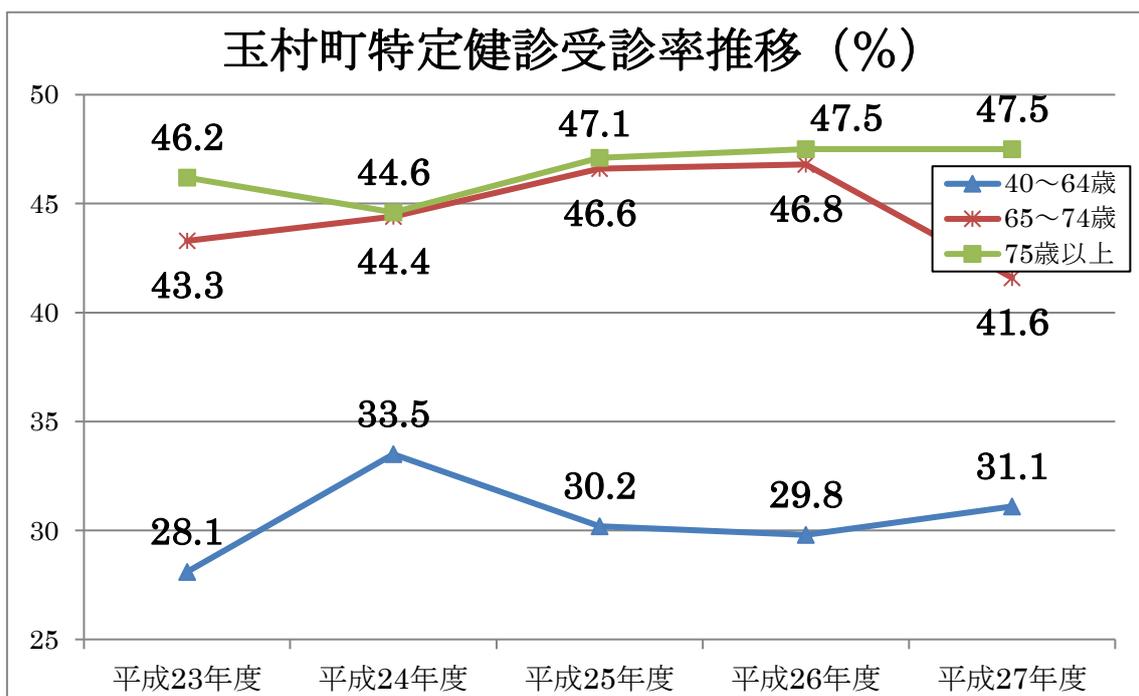
■要介護認定者の状況

玉村町の要介護認定者数は平成18年度に839人だったのが、平成27年度には1,302人となり、10年間で463人の増加となっています。

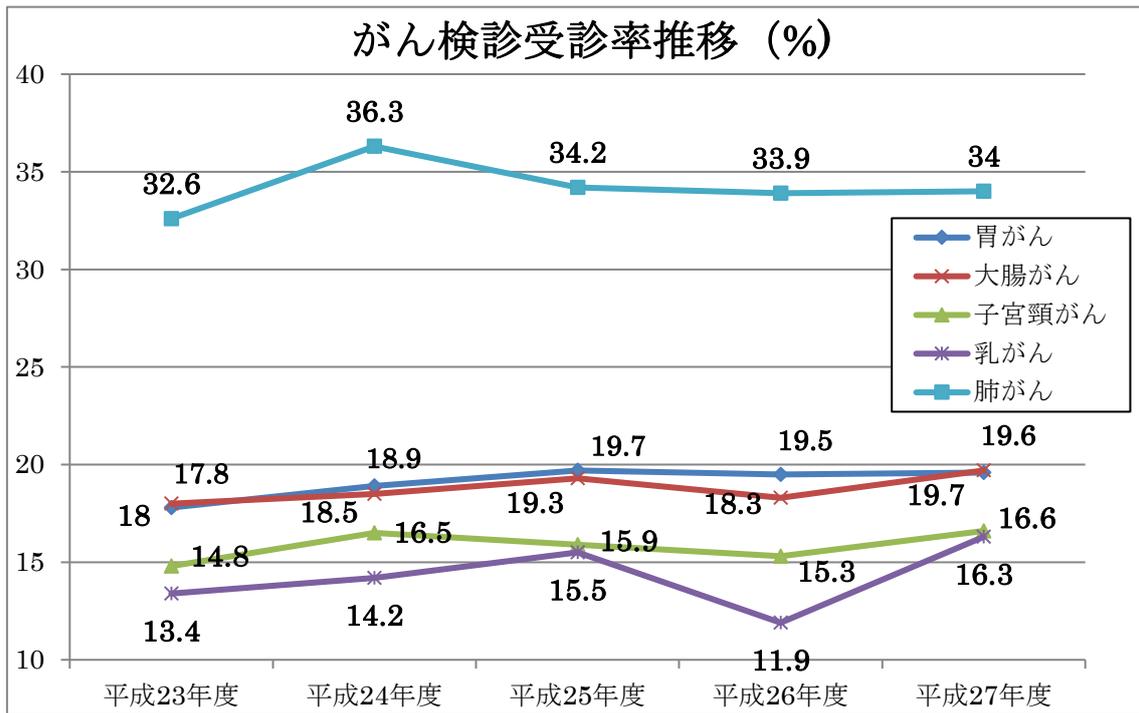


2 健康関連事業実績からの現状

■特定健診受診率

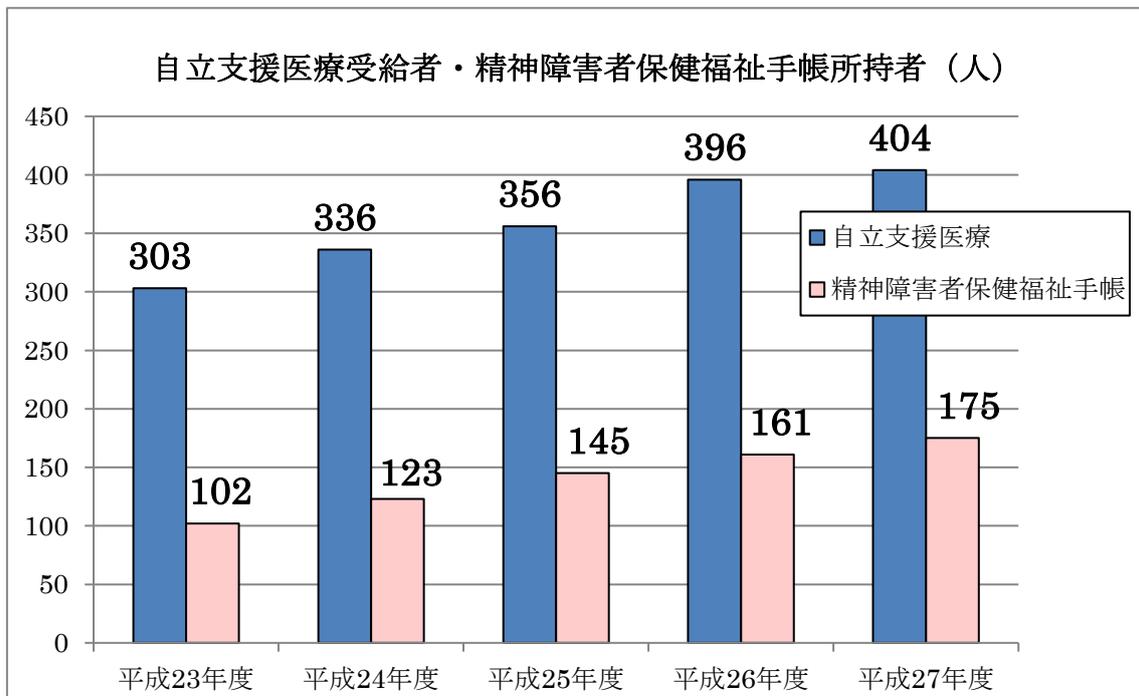


■がん検診受診率

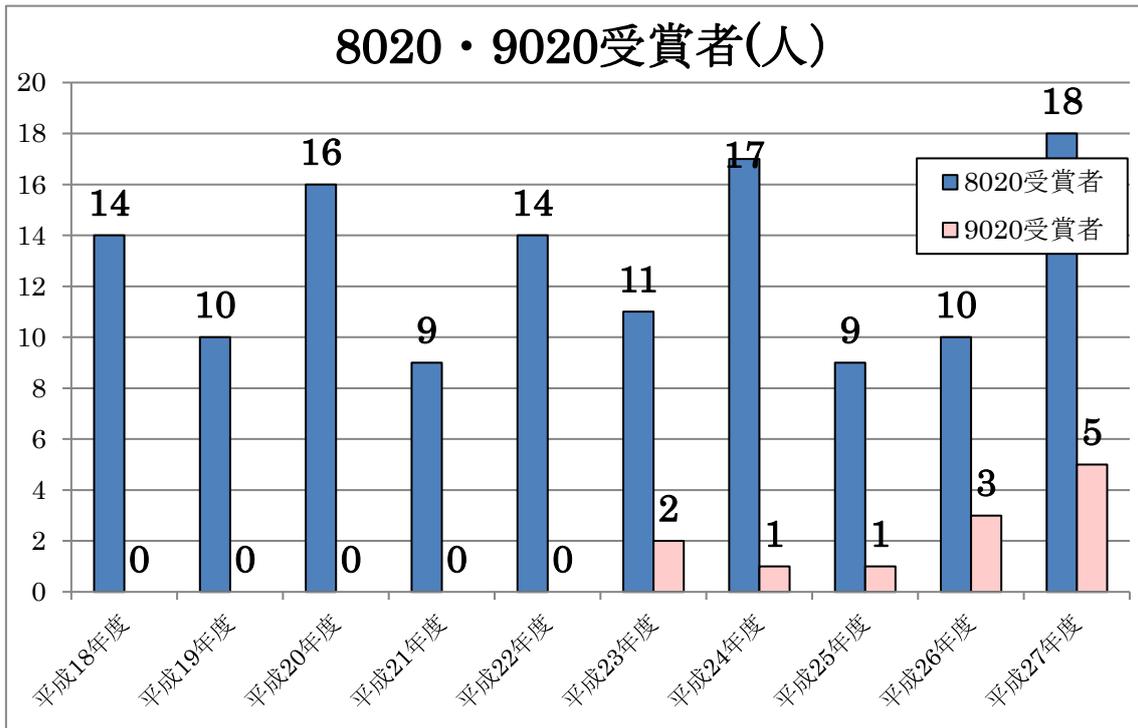


■精神障害者の推移

自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳ともに、年々増加しています。

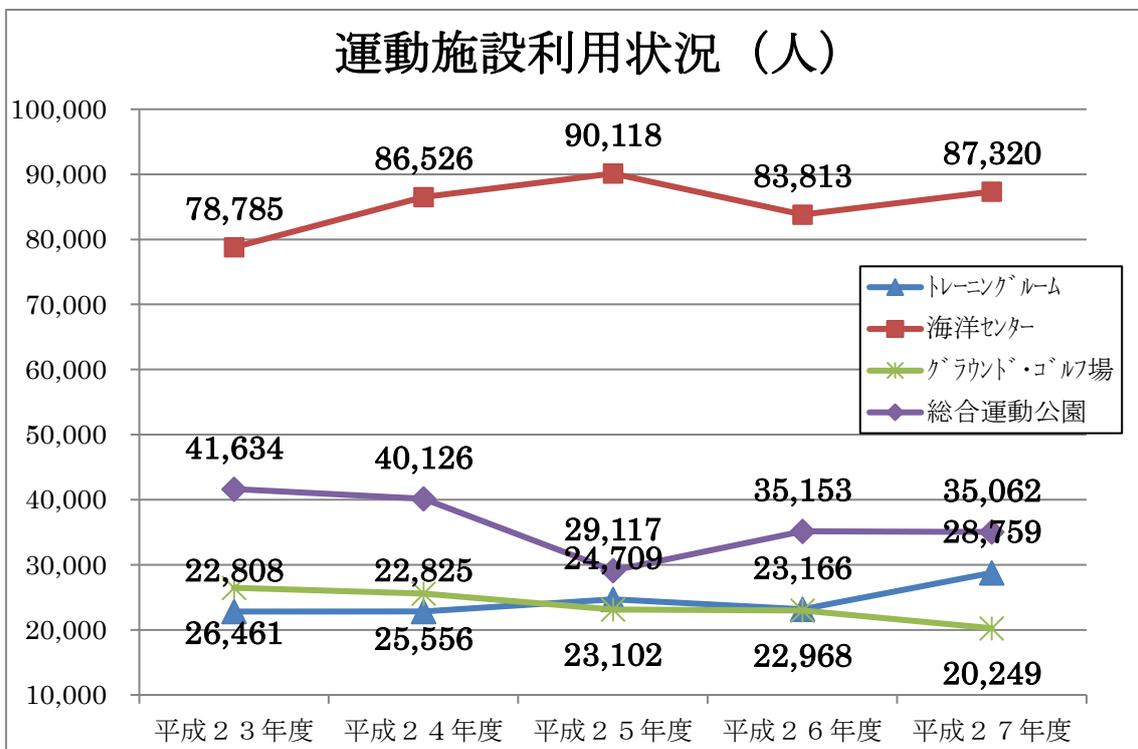


■ 8020・9020受賞者数



* 8020：80歳で20本以上歯のあるお口が健康な人

■ 社会体育館・海洋センター・総合運動公園利用率



3 アンケート調査結果からみた現状と課題

1. 食生活・栄養について

(1) 現在の体重への認識

身長と体重から求めたBMI値は、「普通体重」が70.8%と多数を占め、「肥満」は20.2%、「低体重」は7.4%となっている。性・年齢別にみると、男性40～50代では「肥満」が37.0%と多くなっている。一方、女性20～30代では「低体重」が15.1%とやや多くなっている。

BMI値と自身の体型についての関係を見ると、「肥満」の人は“太っている”が多く、「低体重」の人は“やせている”が多く、概ね自己認識と一致しているといえるが、「普通体重」の人は50.0%が“太っている”としており、さらに、「低体重」にもかかわらず“太っている”としている人が8.4%みられ、肥満意識を持っている人が少ない。

過度に太りすぎを気にしている傾向があることから、適切な情報提供が求められる。

(2) 朝食の摂取状況

朝食を「毎日」食べているとする人は80.2%を占めているが、年齢別にみると、20代では「毎日」朝食をとっている人は60%強にとどまっている。性・年齢別にみると、男性40～50代と女性20～30代では「毎日」は70%を切っており、「ほとんど食べない」が少なくない。毎日の生活のスタートである朝食を食べることが、健康の維持増進にとっても重要であることの理解を深め、習慣化につなげていくことが求められている。

(3) バランスのとれた食事の摂取状況

食生活における栄養バランスに「いつも配慮している」は23.0%。主食・主菜・副菜のそろった食事を、「1日に2回以上」とっている人は41.4%と最も多いが半数を切っている。

性・年齢別にみると、「1日に2回以上」は男性40～50代と女性20～30代では30%前後と少なくなっている。

また野菜の入った料理を「1日に2回以上」とっている人は47.3%と半数を切っており、現在の自分の食事に問題を感じている人も46.8%と多い。

食生活において知りたい情報として、「自分に合った栄養バランスやカロリー等の情報」をあげる人も多いことから、栄養バランスへの関心を喚起するとともに、理解を深めることが求められる。

(4) 栄養成分表示の活用

外食時や食品購入時にカロリーや栄養成分表示を「いつも見る」は13.6%、「ときどき見る」は32.7%で、両者合わせると46.3%の人が“見る”としている。一方、「あまり見ない」(27.8%)、「ほとんど見ない」(25.3%)を合わせた“見ない”は53.1%と半数を上回っている。栄養成分表示の活用は食生活改善・健康の維持増進へとつながることから、栄養成分表示の活用への関心を喚起することが求められる。

(5) 家族や周囲の人との一緒に食事について

食事を家族や周囲の人と一緒にとることが多いと“思う”は77.0%。

「孤食」により、食事への関心が薄れ、不規則な食事に陥りがちとなるなどと指摘されていることから、地域との連携を含めた対応を検討していくことが求められる。

(6) 玉村産の農産物の購入状況

玉村産の農産物の購入については、「よく購入している」が14.8%、「時々購入している」が43.8%で、両者を合わせると58.6%となっている。

玉村産の農産物を「あまり購入していない」人の理由をみると、「販売場所がわからない」が38.9%で最も多く、販売場所等の周知を図るなど、より一層の地産地消を進めていくことが求められる。

(7) 郷土料理や行事食の伝承について

郷土料理や行事食の伝承については、「大切だと思う」が37.2%、「どちらかといえば大切だと思う」が46.7%となっており、この両者を合わせると、83.9%と多数の人が“大切だと思う”としており、伝承・継承を進めていくことが求められる。

(8) 食育についての関心

食育について「関心がある」人は53.1%と5割強となっている。一方、「関心がない」人は34.6%で、特に男性では46.0%と多くなっている。年齢別にみると、20代では“関心がない”が“40%強と多くなっている。性・年齢別にみると、男性50代以下では“関心がない”が50%前後と多くなっている。

また、食事バランスガイドを「言葉も内容も知っている」人は31.1%にとどまり、「言葉は知っているが、内容は知らない」は34.2%と多くなっている。特に男性50代以下では「言葉も意味も知らない」とする人が50%台と多くなっている。

男性を中心に、食に対する関心の低さが目立っており、知識の普及・啓発を図っていく必要がある。

2. 歯・口の健康について

(1) 現在の歯の本数

現在の歯の本数については、「全部ある」は 46.5%、「ほとんどある」は 36.0%であり、両者を合わせた“20 本以上”の割合は 82.5%を占めている。

「20 本以上」の割合を性・年齢別にみると、男性 60 代は 68.8%、女性 60 代は 62.1%となっており、8020 運動のさらなる推進が求められる。

(2) 食事における咀嚼状況

食事をとるときに、「よくかんでいる」は 14.0%、「まあまあかんでいる」は 58.4%を合わせた“かんでいる”とする人は 72.4%であり、“かんでいない”とする人は 27.6%と 4 人に 1 人強の割合となっている。

「よくかむ」ことでむし歯や歯周病の予防、肥満や生活習慣病の予防となる為、咀嚼の効用を周知していくことが求められる。

(3) 口の健診の受診状況

口の健診を「1 年に 1 回以上受けている」人は 27.4%にとどまっている。

歯と口の健康づくりに向けての正しい生活習慣・清掃習慣を身につける為の啓発活動が求められる。

3. 身体活動・運動について

(1) 1 日の平均歩行数

1 日の平均歩数は、3,345 歩となっている。

性別にみると、男性の 4,000 歩に対し、女性は 2,894 歩と少なくなっている。

(2) 運動習慣の有無

日ごろ、運動する習慣が「ある」人は 32.1%と、3 人に 1 人の割合にとどまっている。定期的に運動するためにあったらよいと思うものとして「場所」が最も多く、ついで「仲間」と続いている。

健康の維持増進のための運動習慣づくりに向け、場所の確保や様々な情報提供を通じ、一層の支援や取り組みが求められる。

(3) 社会活動参加の有無

社会活動に参加することが「ほとんどない」人は73.3%とほぼ4人に3人の割合となっており、「週1～2回くらい」(6.4%)、「月1～2回くらい」(6.0%)など積極的に関わっている人はまだまだ少ない状況にある。

地域の様々な人たちが共に支え合い、交流できる地域社会づくりのために、社会活動への参加を促進していく必要がある。

4. たばこ・アルコールについて

(1) 喫煙状況と喫煙時における分煙等への配慮

たばこを「吸っている」人は17.3%。喫煙者のうち、分煙等に「配慮している」は75.0%である。これに対し、「あまり気にしていない」(20.2%)、「全く気にしていない」(1.2%)など“配慮していない”は21.4%と少なくない。喫煙マナーの周知徹底が求められる。

(2) たばこの健康への影響についての認識

たばこの煙は健康に影響がある(「吸うとかかりやすくなる」)としている項目としては、「妊婦への影響」(90.1%)、「肺がん」(84.6%)が80%以上と多く、ついで、「慢性閉塞性肺疾患(COPD)」(78.6%)、「乳幼児への影響」(77.4%)、「気管支炎」(76.7%)が70%台でつづいている。

たばこの健康影響についてより一層の周知を図っていくことが求められる。

(3) 飲酒状況について

「毎日」酒を飲むとする人は、全体では15.2%となっているが、男性は26.7%と多くなっており、「休肝日」を設けるなど飲酒が常態化しないよう啓発していく必要がある。

1日あたりの飲酒量は、「1合未満」が22.0%、「1合～2合未満」が16.3%と多いが、2合以上も9.8%と1割みられる。性別にみると、男性の場合2合以上は18.9%となっている。

5. 生活習慣病・がんについて

(1) 健康診査・がん検診の受診率向上について

健康診査やがん検診を受診していない人の受診しない理由をみると、「面倒だから」が33.2%と最も多くなっている。

生活習慣病対策・がん対策として、予防や早期発見・早期治療が重要であることから、健康診査やがん検診受診の必要性の一層の啓発を図ることが求められる。

(2) 「健康の日」の認知

玉村町が制定した「健康の日」を「知っている」人は3.7%と非常に少ない。また「健康の日」を「知っている」人のうち、自ら健康づくりを「行なっている」人は16.7%と少ない。自ら健康づくりを行う日である「健康の日」の積極的な周知が重要となる。

6. こころの健康について

(1) 朝のめざめ

朝のめざめについては、「気持ちよく起きられる」(14.6%)、「普通に起きられる」(52.5%)を合わせると、問題なく朝のめざめを迎えている人は67.1%と約3人に2人であった。

(2) 生きがいの有無

生きがいを持っていると思うかとの質問に、「そう思う」(24.9%)、「まあそう思う」(40.7%)を合わせると、“生きがいを持っている”人は65.6%である。

(3) 大きいストレスの有無・原因

この1年に悩みや心配事など大きなストレスが「あった」人は61.3%で、原因をみると、「仕事の事」が57.7%で最も多く、以下、「家庭の事」(38.9%)、「経済的なこと」(31.9%)、「自分の健康」(27.9%)、「家族の健康」(21.5%)がつづいている。

(4) 自殺予防や悩み事相談についての相談機関の認知

自殺予防や悩み事相談についての相談機関で知っているものとして、「消費生活相談(消費生活センター)」が45.5%、ついで、「高齢者・介護に関する相談(健康福祉課)」が30.7%であったが、他の相談機関については30%を下回っていることから、相談しやすい体制の整備や心の健康相談の窓口の充実、相談機関の周知を図るなどの支援や取り組みが求められる。

4 第1次計画最終評価

(1) 玉村町健康増進計画（はつらつ玉村21）評価

【評価の目的】

玉村町では平成18年3月に、国・県の趣旨を踏まえ、「はつらつ玉村21」を策定し、27年度を目途とした目標を提示して、町民一人ひとりの健康づくり運動に総合的に取り組んできた。（計画期間：平成18年度から27年度）

平成27年度が計画最終年度であるため、第2次計画策定に向け、計画に反映させることを目的に目標の達成状況（数値目標）を評価した。

【評価の方法】

第1次計画策定時に設定された目標【5つの領域・30項目（①栄養・食生活、②歯・口の健康、③身体活動・運動、④たばこ、⑤循環器病・がん）】について、設定時の値と直近値を比較し、目標に対する評価を行った。直近値については、住民アンケート調査（健康づくりと食育に関するアンケート調査：保健センター平成27年11月）と各種健診の受診率（27年度）等を使用した。ただし、計画策定時に使用したデータと同様の値が得られない項目は、評価困難とした。

<達成状況の評価>

- A（達成）：目標値に到達
- B（改善している）：目標値には達していないが、改善されている
- C（変わらない）：目標値と現状に変化なく、改善に向けた取組の強化が必要
- D（悪化している）：現状値が悪化しており、取組の見直し、強化が必要
- E（評価困難）：評価のためのデータが把握できない

① 栄養・食生活（単位：％）

目標項目	現状値 (策定時)	町目標値 (H27)	結果 (アンケート)	H27 評価	国目標値
食生活に問題があると思う人の減少	52.4	30.0以下	46.8	B	—
自分の体重を維持し、体重をコントロールしている人の増加	55.1	70.0以上	70.6	A	90.0 以上
青年期（20～30歳代）〈男性〉 の朝食摂取率の増加	49.0	70.0	71.7	A	85.0
〈女性〉	62.0	80.0	66.7	B	以上

② 歯・口の健康（単位：％）

目標項目	現状値 (策定時)	町目標値 (H27)	結果 (アンケート)	H27 評価	国目標値
現在の歯の本数が20本以上の人の割合の増加	81.2		82.5	B	
定期的に歯科検診を受けている人の増加	20.0	40.0	53.9	A	30.0 以上

③ 身体活動・運動

目標項目	対象	現状値 (策定時)	町目標値 (H27)	結果 (アンケート)	H27 評価	県目標値
						国目標値
1日の歩数の増加	男	4,698歩	7,000歩以上	4,000歩	D	8,500歩 9,200歩
	女	4,852歩		2,894歩		7,700歩 8,300歩
運動習慣者の増加（％）	男	13.6	30.0 以上	31.7	A	— 39.0
	女	11.8		31.5		— 35.0
社会活動（ボランティア・自治会活動・趣味・サークルなど）への参加者の増加（％）	男	90.2	90.0	27.2	D	58.0
	女	89.5	90.0	23.1		50.0

④ たばこ（単位：％）

目標項目	現状値 (策定時)	町目標値 (H27)	結果 (アンケート)	H27 評価	国目標値
喫煙率	32.8	減少	17.3	A	—
喫煙が及ぼす健康への影響の認識度					
・肺がん	79.7	100	84.6	B	100
・ぜんそく	58.7	100	67.3	B	100
・気管支炎	64.3	100	76.7	B	100
・心臓病	53.5	100	59.1	B	100
・脳卒中	55.7	100	61.1	B	100
・胃潰瘍	33.9	100	39.3	B	100
・妊娠への影響	90.8	100	90.1	D	100

⑤ 生活習慣病・がん（単位：％）

目 標 項 目（受診率）	現状値 （策定時）	町目標値 （H27）	結果 （町 H27）	アンケート 結果	H27 評価
特定健診（H20～特定健診）	55.7	増加	39.6	81.5	D
胃がん検診	10.4	増加	19.6	42.6	A
大腸がん検診	14.1	増加	19.7	41.7	A
子宮がん検診	13.2	増加	16.6	45.5	A
乳がん検診	14.9	増加	16.3	37.4	A
肺がん検診	44.7	増加	34.0	66.3	D

【まとめ】

計画の5つの領域の目標を達成するための取組は、各領域である程度順調に進捗しているが、ほとんど取組がされていないものもあった。

「栄養・食生活」と「歯・口の健康」の領域では、すべてが目標に到達、または改善していた。「たばこ」の領域では、喫煙率は低下しており、喫煙が及ぼす健康への影響でも1項目を除いてすべて改善していた。「循環器病・がん」では、町の受診率との比較では4項目が目標を達成し、1項目が悪化していた。なお、アンケート調査の結果では、すべての項目で目標を上回る人が受診をしていた。「身体活動・運動」の領域では、悪化している項目が多く、特に「1日の歩数」については目標と比較して非常に少ない歩数であり、特に女性の歩数が目標の1/3程度しかなかった。

以上の結果から「栄養・食生活」と「歯・口の健康」の領域ではほぼ計画通りに進捗し、取組の成果があった。引き続き取組を継続し、更なる成果を目指して目標設定をし、取組強化を図りたい。また、「たばこ」と「循環器病・がん」の領域についても、引き続き目標達成と成果向上に向けた取組の継続と対策強化を図りたい。「身体活動・運動」の領域については目標をかなり下回っており、改善に向けた対策の強化が必要である。第2次計画策定においては、これらの結果について社会的変化や制度の変更など踏まえて分析し、健康づくりのための施策を充実させ、行政をはじめ地域組織や関連団体等との連携体制の強化を図り、町民一人ひとりの健康づくりを総合的に推進させるものとしていきたい。

(2) 玉村町食育推進計画（はつらつ玉村食育プラン）評価

【評価の目的】

平成23年3月に、町全体で総合的かつ計画的に推進するために、玉村町食育推進計画（はつらつ玉村食育プラン）（以下「第1次計画」）を策定し、27年度を目途に目標を提示し、町民への食育に取り組んできた。（計画期間平成23年度から27年度）

食育関連施策についてはほぼ計画通り事業が進められているが、平成27年度が計画最終年度となるため、第2次計画策定に向け、目標の達成状況（数値目標）を評価した。

【評価の方法】

第1次計画策定時に設定された目標（11項目）について、設定時の値と直近値を比較し、分析上の課題も踏まえ、目標に対する評価を行った。直近値については、住民アンケート調査（健康づくりと食育に関するアンケート調査：保健センター平成27年11月）、食生活アンケート（給食センター平成27年）、学校評価の結果等を使用した。

<達成状況の評価>

A（達成）	：目標値に到達
B（改善している）	：目標値には達していないが、改善されている
C（変わらない）	：目標値と現状に変化なく、改善に向けた取組の強化が必要
D（悪化している）	：現状値が悪化しており、取組の見直し、強化が必要
E（評価困難）	：評価のためのデータが把握できない

【評価結果】

目標項目（11項目）のうち、目標値に達したものの「A（達成）」が5項目（45.5%）、目標値には達していないが改善されているもの「B（改善している）」が5項目（45.5%）で、9割以上の項目（10項目）で目標値を達成（または改善）している。また、「D（悪化している）」が1項目（9.1%）、であった。

【まとめ】

ほとんどの項目で目標を達成（または改善）しており、ほぼ計画通りに進捗した。

悪化した項目は「学校給食が好きな児童生徒の増加」で、77.0%から70.9%と悪化しているが、アンケートの質問内容では「どちらともいえない」が26.5%であり、「嫌い・大嫌い」は2.6%であった。アンケート方法や質問内容などを検討するのも課題である。「児童生徒の朝食欠食率の減少」については、玉村小の学校評価の結果であるが、他の学校もほぼ同様な結果となっている。

《健康づくりと食育に関するアンケート調査結果から、今後の取り組むべき課題》

第1次計画策定時と比較し、改善してはいるが、若い世代において朝食の欠食率が高く、栄養バランスへの配慮が欠け、野菜摂取も少ない等の課題が見られるため、これらの世代に対する施策の充実が求められる。食についての関心については、男性の関心の低さが目

立っている。また、多くの項目で男性 40～50 代の結果が他と比較して悪い傾向にあった。町では平成 17 年度から学校教育課を中心として積極的に食育を推進してきたが、この世代は学校での食育を受けておらず、昔ながらの食文化の経験も乏しいため、この世代（特に男性）に対する取組の見直しや強化が必要である。食育は乳幼児から高齢者まで生涯を通じた間断ない食育の推進が重要であり、家庭、学校、職域、地域等において推進していくことが求められている。ライフスタイルや食を取り巻く環境は年々変化しており、家族形態も多様化しているため、これらを踏まえ、多様な関係者が継続して食育を推進していくことが必要であり、特に働き世代の食育に関しては、地域や職域が連携して推進していくことが今後の課題となる。

食育推進計画「はつらつ玉村食育プラン」の数値目標と評価結果

●町で定めた「食」に関する目標値の達成状況（％）

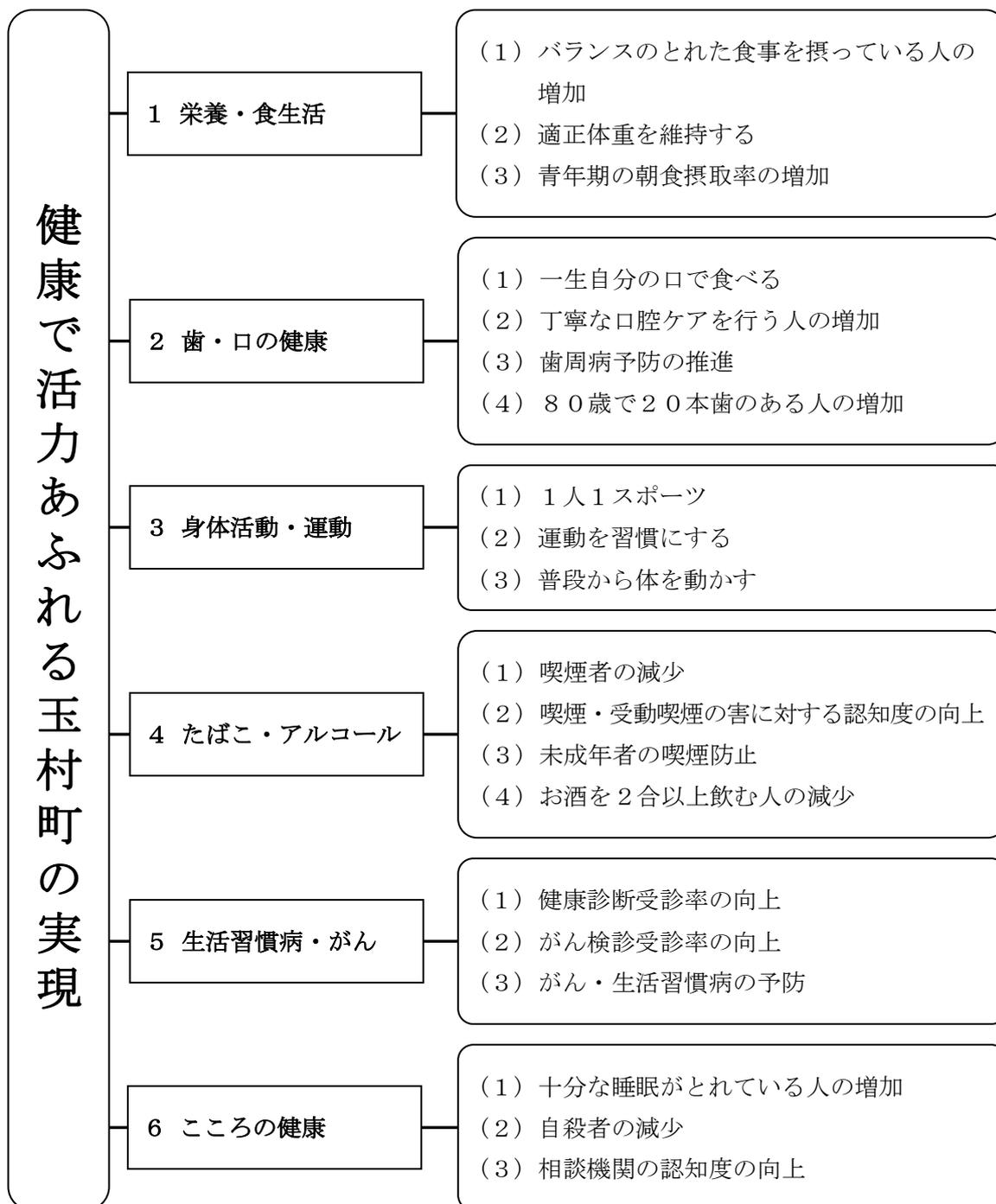
目標項目	現状値 (策定時)	目標値 (H27)	結果	最終 評価	目標設定の根拠 (評価に使用したデータ)
食生活に問題があると思う人の減少	52.4	30.0	46.8	B	はつらつ玉村目標値 (H27 保健センターアンケート)
自分の体重を維持し、体重をコントロールしている人の増加	55.1	70.0 以上	70.6	A	〃 (〃)
青年期 (20～30 歳代) の 朝食欠食率の減少	51.0 (男性) 38.0 (女性)	30.0 20.0	28.3 33.3	A B	〃 (〃)
栄養成分表 (食事バランスガイド) を参考にする人の増加	39.0	60.0 以上	46.3	B	国に準ずる (H27 保健センターアンケート)
児童生徒の朝食欠食率の減少 (H20 食生活実態調査)	8.0	0.0	5.5	B	国に準ずる (H27 学校評価)
学校給食における玉村 (佐波・伊勢崎) 産農産物の使用量割合の増加	22.0	30.0 以上	27.0	B	国に準ずる (H27 給食センター)
児童生徒の栄養バランスへの意識の高揚	57.0	70.0	81.2	A	教育委員会で策定した 玉村っ子の目指す目標値 (H27 給食センターアンケート)
児童生徒の「いただきます」「ごちそう さま」のあいさつの習慣化	63.0	80.0	85.0	A	〃 (H27 生活習慣調査)
学校給食が好きな児童生徒の増加	77.0	90.0	70.9	D	〃 (H27 給食センターアンケート)
食育推進イベントの開催	0回	年1回	年1回 開催	A	食育推進委員会での 目標値

H27 保健センターアンケート…健康づくりと食育に関するアンケート

H27 給食センターアンケート…食生活アンケート

第3章 健康づくり実施計画

1 健康増進計画の体系と内容



基本方針 1 栄養・食生活

●目標

- (1) バランスのとれた食事を摂っている人の増加
- (2) 適正体重を維持する
- (3) 青年期の朝食摂取率の増加

●評価指標 (単位：%)

目標項目	現状値 (H18)	町目標値 (H27)	H27 結果 (アンケート)	町目標値 (H38)
主食・主菜・副菜のそろった食事を 「1日2回以上とっている人」の増加			41.4	70.0
適正体重を維持している人の増加	55.1	70.0以上	70.6	80.0
青年期(20～30歳代)〈男性〉 の朝食摂取率の増加	49.0	70.0	71.7	85.0
〈女性〉	62.0	80.0	66.7	以上

<町の取り組み>

- ・栄養情報やレシピを公共施設等で配布
- ・食に関する情報(郷土料理や行事食、食と健康等)やレシピを広報やホームページに掲載
- ・食生活改善推進協議会と連携し、生活習慣病予防のための料理教室やおやこ食育教室等の開催
- ・乳幼児健診や各種健診、相談等で食生活を含む健康づくりの普及啓発
- ・地域での栄養教室(出前講座)の開催
- ・食事バランスガイドの普及
- ・大学や各種団体(食生活改善推進協議会等)と連携し、生活習慣病予防や健康づくりのための知識を普及啓発

<個人の取り組み>

- ・朝食をしっかり取る。
- ・毎日体重をはかる。
- ・自分の適正体重とBMIを知る。
- ・規則正しい食生活を送る。
- ・食事バランスガイドを活用する
- ・野菜料理を毎食食べる
- ・食品購入時や外食時にカロリーや栄養成分表示を見る。
- ・地場産の食材を利用する。
- ・1日1回は、誰かと一緒に食事をする。

基本方針 2 歯・口の健康

●目標

- (1) 一生自分の口で食べる
- (2) 丁寧な口腔ケアを行う人の増加
- (3) 歯周病予防の推進
- (4) 80歳で20本の歯がある人の増加

●評価指標 (単位：%)

目標項目	現状値 (H18)	町目標値 (H27)	H27 結果 (アンケート)	町目標値 (H38)
現在の歯の本数が20本以上の人の割合の増加	81.2		82.5	85.0
食事を噛んで食べている人の割合の増加			72.4	80.0
定期的に歯科検診を受けている人の増加	20.0	40.0	53.9	60.0

<町の取り組み>

- ・ 歯と口の健康に気をつけることが健康寿命延伸につながることの周知 (各種研修会、出前講座 等)
- ・ 窓口健康相談日にあわせて、歯科健康相談を実施
- ・ お口の健康教室の継続実施
- ・ 歯周病が全身に及ぼす影響の周知 (各種研修会、出前講座、広報 等)
- ・ 歯周病検診の継続実施
- ・ 80歳で20本歯がある人の表彰の継続

<個人の取り組み>

- ・ かかりつけの歯科医を持ち、今ある自分の歯を残す。
- ・ しっかり、ゆっくり、よく噛んで食べる。
- ・ 丁寧な口腔ケアを習慣化する。
- ・ 歯周病が全身へ及ぼす影響を知り、早期から予防・治療を行う。

基本方針 3 身体活動・運動

●目標

- (1) 1人1スポーツの推進
- (2) 運動を習慣にする
- (3) 普段から体を動かす

●評価指標

目標項目	対象	現状値 (H18)	町目標値 (H27)	H27 結果 (アンケート)	町目標値 (H38)
1日の歩数の増加	男	4,698 歩	7,000 歩 以上	4,000 歩	7,000 歩 以上
	女	4,852 歩		2,894 歩	
運動習慣者の増加 (%)	男	13.6	30.0 以上	31.7	40.0
	女	11.8		31.5	
社会活動(ボランティア・自治会 活動・趣味・サークルなど)へ の参加者の増加 (%)	男	90.2	90.0	27.2	50.0
	女	89.5	90.0	23.1	

<町の取り組み>

- ・1人1スポーツの推進（町で実施されるスポーツ関連の事業を一覧を紹介）
- ・ウォーキング大会の継続
- ・ウォーキングマップを見直し、再作成
- ・日常利用する施設について距離や歩数の紹介
- ・スポーツ出前事業（スポーツ推進員の派遣）の継続
- ・「健康の日」の啓発
- ・「健康づくりに取り組んでいる」人を広報で紹介
- ・ウォーキングパトロールの腕章等の作成、配布
- ・地域の筋力向上トレーニング事業の推進

<個人の取り組み>

- ・子供の頃から運動の習慣を身につける。
- ・家族や友人、地域の人たちと一緒に運動する。
- ・自分にあった運動を見つける。
- ・家の中での活動量を増やす。
- ・近いところへは車を使わず、歩く・自転車で行く。
- ・地域の活動に積極的に参加する。
- ・1日7,000歩を目標に歩く。

基本方針 4 たばこ・アルコール

●目標

- (1) 喫煙者の減少
- (2) 喫煙・受動喫煙の害に対する認識度の向上
- (3) 未成年者の喫煙防止
- (4) お酒を2合以上飲む人の減少

●評価指標 (単位：%)

目標項目	現状値 (H18)	町目標値 (H27)	H27 結果 (アンケート)	町目標値 (H38)
喫煙率	32.8	減少	17.3	12.0
喫煙が及ぼす健康への影響				
・肺がん	79.7	100	84.6	100
・ぜんそく	58.7	100	67.3	100
・気管支炎	64.3	100	76.7	100
・心臓病	53.5	100	59.1	100
・脳卒中	55.7	100	61.1	100
・胃潰瘍	33.9	100	39.3	100
・妊娠への影響	90.8	100	90.1	100
1日あたりの飲酒量 2合以上の割合			男性 18.9 女性 3.7	15.0 2.0

<町の取り組み>

- ・たばこに関する学習会の開催
- ・喫煙の害について知識の普及 (マタニティ教室でも継続実施)
- ・学校等と連携し、未成年者へのたばこの害に関する教育を行う。
- ・適正飲酒の普及啓発

<個人の取り組み>

- ・歩きたばこはやめる。
- ・吸う場所に配慮する。
- ・たばこコミュニケーションはNO (ノー)
- ・主流煙より副流煙の方が有害物質が含まれていることを自覚する。
- ・妊婦・子どもの前ではたばこは吸わない。
- ・たばこには依存症があるという認識する。
- ・自分の力だけでは禁煙の自信がない人は、禁煙外来や禁煙グッズなどを活用する。
- ・休肝日をもうけ、節度ある飲酒を心がける。

基本方針 5 生活習慣病・がん

●目標

- (1) 健康診断受診率の向上
- (2) がん検診受診率の向上
- (3) がん・生活習慣病の予防

●評価指標 (単位：%)

目標項目 (受診率)	現状値 (H18)	町目標値 (H27)	H27 町の 受診率	町目標値 (H38)
特定健診 (H20～特定健診)	55.7	増加	39.6	50.0
胃がん検診	10.4	増加	19.6	30.0
大腸がん検診	14.1	増加	19.7	30.0
子宮がん検診	13.2	増加	16.6	30.0
乳がん検診	14.9	増加	16.3	30.0
肺がん検診	44.7	増加	34.0	50.0

<町の取り組み>

- ・検診受診に対する意識・関心の向上を図る。
- ・受診しやすい環境整備を行う。
- ・健康づくり教室の開催と参加者の増加に力を入れる。
- ・未受診者の受診勧奨に努める。
- ・精検受診率の向上に努める。

<個人の取り組み>

- ・メタボリックシンドローム予防で腹囲を男性85cm未満、女性90cm未満を目指す。
- ・毎身体重をはかる。
- ・今より活動量を10分増やす。
- ・規則正しい食生活を送る。
- ・特定健診 (40歳～)・若年者健診 (20～39歳)・がん検診を毎年受ける。

基本方針 6 こころの健康

●目標

- (1) 十分な睡眠がとれている人の増加
- (2) 自殺者の減少
- (3) 相談機関の認知度の向上

●評価指標

目標項目	H27 結果 (アンケート)	現状値 (H27)	町目標値
睡眠による休養を十分とれている人の増加 (%)	68.7	—	80.0
自殺者の減少 (人)	—	5	減少
悩み事を相談できる場所を知っている人の割合 (%)	75.7	—	増加

<町の取り組み>

- ・こころの健康づくり講座の開催
- ・自殺予防週間等における啓発活動
- ・各相談窓口の周知
- ・ゲートキーパー養成講座の開催

<個人の取り組み>

- ・適度に動いて、ぐっすり睡眠をとる。
- ・自分に合ったストレスの対処法を見つける。
- ・1人で悩まずに相談する。(周囲・相談機関)
- ・周りの人の変化に気づいたら声をかける。
- ・寝る前のパソコンや携帯電話はできるだけ控える。

2 食育推進計画の体系と内容

1 基本理念

食は命の源 心と体を育み 地域をつなぐ
未来へ向けて みんな元気で はつらつ玉村

2 基本目標

基本理念の実現に向け、基本目標を10項目掲げ、町民一人ひとりが基本目標を達成できるように、家庭・学校・地域・行政など多様な関係者が連携し、施策を展開していきます。

1 健康に関心を持ち、規則正しい食習慣を身につける

朝食をしっかり食べ、生涯にわたり、規則正しい食生活を続けましょう。

2 栄養バランスのとれた食事を心がける

何をどの位食べるのか、自分に合った食べ方を知り、バランスのとれた食生活を心掛けましょう。

3 料理ができる力を身につける

食に関する正しい情報を選択し、安全で新鮮な食材を選び、自分で調理ができるようになりましょう。

4 育てて収穫する喜びを体験する

米や野菜がどのように育てられているか自分で体験することにより、作る喜びや苦勞を理解しましょう。

5 玉村産の農産物を知り、日々の食材に利用する

玉村で生産されている食材を知り、日々の食生活に取り入れて地産地消を進めましょう。

6 食事のマナーを身につける

正しい箸の持ち方や食べる時の姿勢に気をつけ、「いただきます」、「ごちそうさま」のあいさつをしましょう。

7 家族や友人との団らんを楽しむ

家族や友人・地域の人と食卓を囲み、笑顔で会話を楽しみながら、食事をしましょう。

8 食べることへの感謝の気持ちを持つ

食べることは植物や動物などの尊い命をいただいていることを思い、食べ物を作ってくれる人に感謝し、「もったいない」という気持ちを大切にしましょう。

9 玉村町の食文化や食の歴史を知り、伝えていく

学校（給食）や地域で行事食や郷土料理を紹介し、子供たちに伝えましょう。

10 玉村カレー五カ条を町全体に広める

毎月19日の「食育の日」を「玉村カレーの日」とし、玉村産の食材を使った料理を作りましょう。（たまむら焼き、すいとん、とん汁など）

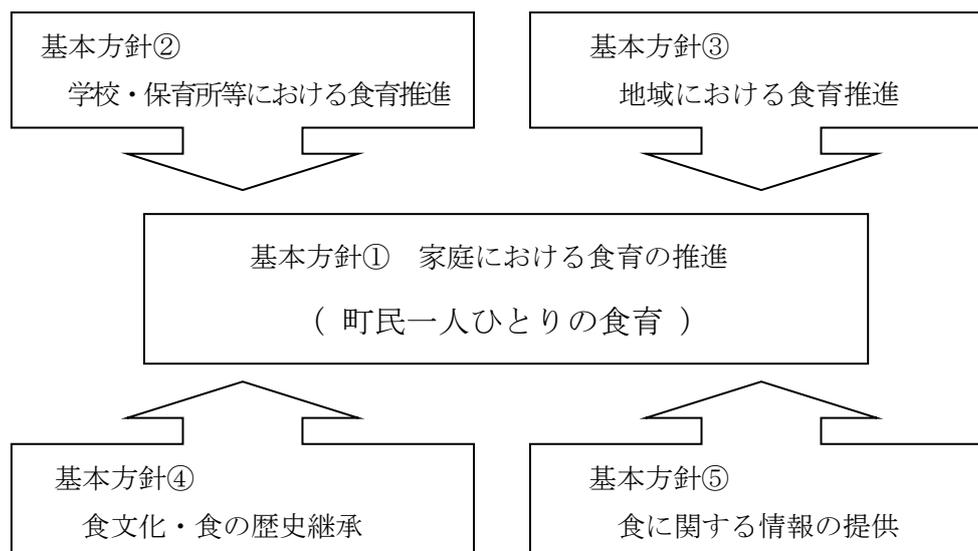
玉村カレー五か条

- 一つ 玉村カレーは、玉村町で採れた食材を使うべし
(食材は何を使ってもよいが、必ず1つは玉村町産のものを入れましょう)
- 二つ 玉村カレーは、自分たちでつくるべし
(家族や仲間で、子供たちも一緒につくってみよう)
- 三つ 玉村カレーは、みんなでそろって食べるべし
(家族や友人と団らんを楽しみながら食べましょう)
- 四つ 玉村カレーは、感謝の心で食べるべし
(「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつを忘れずに)
- 五つ 玉村カレーは、残さず食べるべし
(きれいに食べて、後片付けもみんなでやりましょう)

3 推進にあたっての基本方針

町民一人ひとりが「食」について考える習慣をつけ、生涯を通じて豊かで健全な食生活を実践することができるための基本目標を達成できるように、学校・保育所、地域、行政、関連機関等が連携・協力し、町民一人ひとりを応援します。

< 町民一人ひとりの食育をみんなで応援します >



4 施策の展開

基本方針1 家庭における食育の推進

○規則正しい生活リズムや望ましい食習慣の定着

乳幼児期から早寝早起きをし、朝食をきちんと取る正しい生活習慣が身につくようにする。また、食事マナーの向上に取り組む。

- (取組内容例) ・母親学級、パパママ教室 ・こんにちは赤ちゃん訪問
・乳幼児健康診査、窓口健康相談 ・離乳食相談
・おやこ食育教室
・保育所から家庭への通信や日常会話を通した食育の推進

○料理ができる力を身につける

自ら栄養バランスを理解し、正しい情報を選択する力を身につけ、料理ができる力を身につける。

- (取組内容例) ・おやこ食育教室 ・男性のための料理教室

○生活習慣病予防対策の取組

町民誰もが生涯を健康的に暮らすために、生活習慣病や栄養の基礎知識、健康づくりのための知識の普及に努める。

- (取組内容例) ・窓口健康相談、訪問指導 ・特定保健指導、若年者健診
・骨粗しょう症予防教室、シルバーヘルシー講座、各種健康教室
・健康まつり、食育まつり
・大学や企業・商工会等と連携協力した健康増進事業の展開

基本方針2 学校・保育所等における食育の推進

学校・幼稚園

○教育活動全体を通じた食に関する指導の計画的な推進

望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進

- (取組内容例) ・「食に関する指導」全体計画及び年間指導計画活用・推進
・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における食に関する指導の展開

○学校・幼稚園における指導体制の整備・充実

教職員の指導力の向上と指導体制を整備し、その充実に努める。

- (取組内容例) ・「食に関する指導担当者連絡会議」による情報交換・連携強化
・給食時間や授業における栄養教諭や学校栄養職員を活用した指導体制の充実

○農業体験や調理実習など、豊かな体験活動の推進

食に関する体験活動を取り入れ、心豊かにたくましく生きぬく力を育てる。

- (取組内容例)
- ・栽培から収穫にかかわる米づくり・野菜づくり等の体験活動
 - ・食育ポスター・食育標語の募集
 - ・家庭科や総合的な学習の時間、クラブ活動等における調理実習
 - ・生きた教材としての学校給食の活用

○家庭や保護者への普及啓発

子どもたちの食に関する情報を提供し、家庭や保護者と連携した食育を推進する。

- (取組内容例)
- ・給食だより
 - ・食育ポスター・リーフレットの配布と掲示

保育所

○保育指導を通じての計画的な食育の推進

食育を保育の中に総合的に捉え、日常生活の積み重ねとして推進する。

- (取組内容例)
- ・食育年間計画を作成し、それに基づいて食育指導を実施
 - ・収穫したさつま芋やじゃが芋で簡単な料理やおやつ作り

○家庭や保護者への普及啓発

- (取組内容例)
- ・献立にあるおすすめメニューや新メニューの紹介
 - ・栄養士を交えた給食試食会

○給食を通じた食育の充実

地元食材や地域の自然・産業の理解を深めるため、積極的に地場産農産物を使用。

- (取組内容例)
- ・地場産の野菜、豚肉を使用し、小中学校と同日に「玉村カレー」
 - ・たまむら焼き（玉村町立保育所のオリジナルメニュー）
～地粉と米粉を使った地場産食材入りお好み焼き～

給食センター

○望ましい食習慣の定着

学校給食を通して「食」に関心を持ち、望ましい食習慣を定着させる情報を提供

- (取組内容例)
- ・親子料理教室
 - ・献立表や給食通信などで啓発

○調理する力を身につける

- (取組内容例)
- ・こども料理教室
 - ・親子料理教室

○給食を通じた食育の充実

- (取組内容例)
- ・各学校の給食時間の指導
 - ・献立の充実
 - ・玉村産食材で作る「玉村カレー」実施
 - ・地場産物の使用拡大
 - ・給食メニューへの郷土料理導入

○家庭や保護者への普及啓発

規則正しい食生活に役立つ食に関する情報を提供し、家庭と連携した食育を推進

- (取組内容例)
- ・給食フェア
 - ・献立表や給食通信などで啓発・レシピ紹介

基本方針3 地域における食育の推進

○地域住民への情報提供

スーパーマーケットや公共施設などにおいて、健全な食生活の推進や健康づくりに関する情報の掲示をし、啓発を強化する。

(取組内容例) ・情報ステーション (設置場所を増やす)

○地域住民への食育推進

(取組内容例) ・公民館事業として、「食育」に配慮した講座を実施
・地域子育て支援センター等で、保護者に対する情報の提供
・居場所や高齢者筋力トレーニングでの食育推進 (出前講座)

○保育所や児童館と地域の人との交流

長寿会など地域の人々と一緒にの行事を行い、「食」を通じた世代間の交流を図る。

(取組内容例) ・長寿会と一緒にさつま芋の苗植えや収穫、じゃが芋掘りを実施

○児童館と家庭の連携・情報提供

規則正しい食生活や食に関する情報を提供し、家庭と連携した食育を推進

(取組内容例) ・親子対象の簡単おやつ作り・行事食作り
・放課後児童クラブ対象のおやつ作りや栄養教諭による食育指導
・栄養教諭による児童館職員を対象とした食育指導
・簡単にできるおやつレシピの紹介、配布
・食事マナーや偏食に対する食育活動

○育児相談

地域子育て支援センター・児童館の育児相談を通して情報提供や相談を行う。

(取組内容例) ・育児相談 ・食に関する情報提供

○食育推進のための協力体制の確立・ボランティア養成

各種団体やボランティア、学校、行政などが連携し、食育を推進する。

(取組内容例) ・食生活改善推進員 ・健康大学 (食生活改善推進員養成講座)
・給食サービス

○地産地消の推進

地元農家から消費者へ情報提供を行い、地産地消の推進を図る。

(取組内容例) ・玉村町産野菜の食べ方講習会

作物の栽培を通じて農業従事者への理解を深め、地産地消の推進を図る。

(取組内容例) ・市民農園の貸付 ・農業塾の開催

農業委員が中心となってタマネギとジャガイモを栽培収穫し、学校給食の玉村カレーの食材として提供。

(取組内容例) ・「玉村カレー」を学校給食で提供

○生産者と消費者の交流

生産者と消費者の交流により農業に対する理解を深め、農業の健全な発展を図る。

(取組内容例) ・産業祭 ・農産物直売所の支援 ・たまむら食の探検隊

基本方針4 食文化・食の歴史の継承

○郷土料理や伝統料理への理解と継承

地域の郷土料理や伝統料理に関する情報を収集し、活用できるようにする。

(取組内容例) ・食生活改善推進員などが開催する料理教室（正月料理講習会）
・地域の郷土料理や伝統料理のレシピの紹介

○学校における推進

子どもたちが郷土料理等について考える機会を作るよう取り組む。

(取組内容例) ・学校給食メニューへの郷土料理導入
・家庭科の調理実習で地場産を活用した料理や郷土料理を作る。
・親子料理教室・料理クラブ等で郷土料理を扱う。

地域の方や保護者が郷土料理に関心を持ってもらえるよう取り組む。

(取組内容例) ・子ども会でのうどん打ち体験
・献立表や給食通信などで情報提供
・給食フェアで郷土料理を提供
・郷土料理の本を作る。（ホームページで配信）

○保育所における推進

子どもたちが体験を通して伝統料理や郷土料理に関心を持つよう取り組む。

(取組内容例) ・行事にちなんだ料理を提供

○児童館における推進

クッキング教室などで郷土料理への認識を深め、継承ができるよう推進する。

(取組内容例) ・親子教室での簡単なおやつ作りのレシピ紹介（郷土料理）

基本方針5 食に関する情報の提供

○食育の情報提供

町の広報やホームページ等で食育に関する啓発を行う。各種事業・イベントを通して食育推進計画の周知を行う。

(取組内容例) ・食育まつり・健康まつり ・情報ステーション
・町広報やホームページ
・学校、幼稚園、保育園、児童館等からの情報提供

5 推進にあたっての協力体制

基本目標を達成できるように、学校、保育所、地域、行政、関連機関等が連携・協力し、町民一人ひとりを応援します。

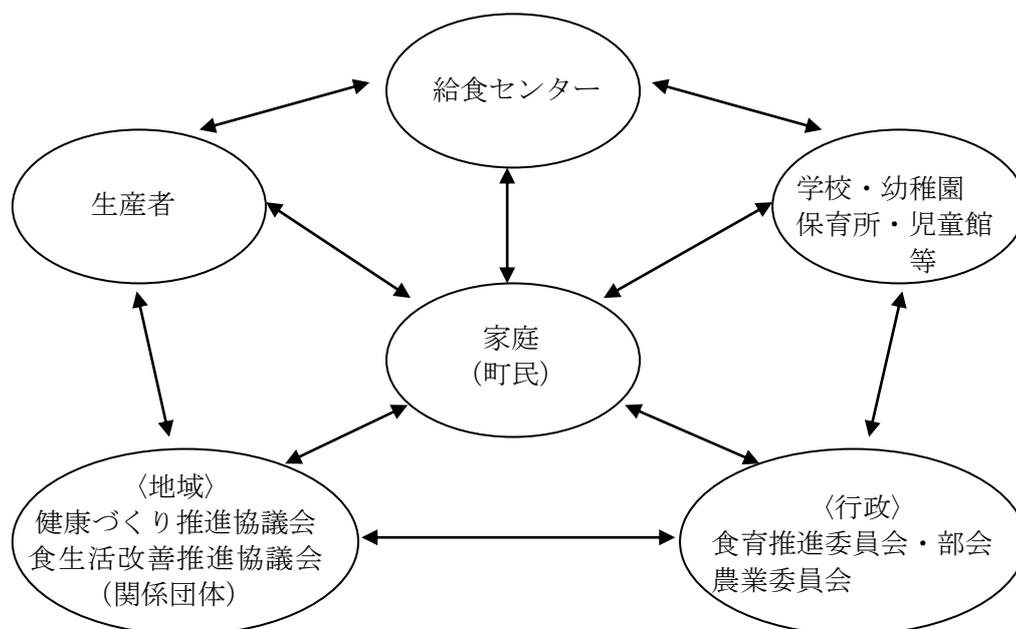
① 推進体制について

食育の推進にあたっては、家庭（町民）を中心として、家庭を取り巻く食育関係機関・団体・地域・行政（町）等が連携・協力し、町民一人ひとりが積極的に食育を実践できるよう支援します。さらに、健康づくり関係機関・団体の代表者からなる「玉村町健康づくり推進協議会」等を通じて、「食育」に関する様々な町民の意見を聴いて、施策に反映させていきます。

② 町の連携体制について

本町における食育推進事業を全庁的に展開するために、玉村町では副町長を委員長とし、「食育」に係わる6課の課長で構成される「玉村町食育推進委員会」を設置し、さらに、食育を効果的に進めるために、関係各課の食育担当で構成される「玉村町食育推進作業部会」を設置し、協力体制を整えます。

<食育の推進・連携・協力体制>



6 計画の数値目標

基本目標の実現および基本方針の推進にあたり、町では「食」に関する目標値を定め、目標に向かって食育を実践していきます。

目標項目	現状値(H27) (%)	目標値(H38) (%)	備考 (目標設定の根拠)
主食・主菜・副菜のそろった食事を「1日2回以上とっている人」の増加	41.4	70.0	健康増進計画目標値 (再掲)
適正体重を維持している人の増加	70.6	80.0	
青年期(20～30歳代)の 朝食摂取率の増加 〈男性〉 〈女性〉	71.7 66.7	85.0 85.0	
栄養成分表示を参考にする人の増加	46.3	60.0	食育推進委員会での目標値
食育に関心を持っている人を増やす	53.1	80.0	〃
児童生徒の朝食欠食率の減少	5.5	0	国に準ずる
学校給食における玉村産(佐波・伊勢崎)農畜産物の使用量割合の増加	27.0	30.0	〃
玉村産の農産物をよく購入する(食べる)人の増加	58.6	70.0	食育推進委員会での目標値
児童生徒の栄養バランスへの意識の高揚(好き嫌いなく食べる)	81.2	85.0	教育委員会で策定した玉村っ子の目指す目標値
学校給食が好きな児童生徒の増加	70.9	90.0	〃
食文化・伝統料理継承について大切だと思う人の増加	83.9	90.0	食育推進委員会での目標値
食育推進イベントの開催	年1回	年1回	食育推進委員会での目標値

はつらつ玉村 2 1（第 2 次）策定委員会設置要綱

（設置目的）

第 1 条 すべての町民が健康で生き生きとした生活が送れるように、21 世紀における玉村町民の健康づくり運動である「はつらつ玉村 2 1（第 2 次）」（以下、「計画」という。）の策定にあたり、必要な事項を総合的に協議及び検討するため、「はつらつ玉村 2 1（第 2 次）」策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所管事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- （1）「はつらつ玉村 2 1（第 2 次）」計画の策定に関する事項
- （2）その他計画に必要な事項

（構成）

第 3 条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 別表に掲げる者以外の者でも、会長の求めに応じ委員会に出席することができる。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の事務が終了した日までとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 委員会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は副町長の職にある者、副会長は健康福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 会長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

（検討部会）

第 7 条 委員会に必要に応じて検討部会（以下「部会」という。）を置き、第 2 条に規定する所掌事務について資料の収集、調査及び研究を行い、委員会における検討事項の原案を作成するものとする。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉課保健センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月29日より施行する。
- 2 「はつらつ玉村21」策定委員会設置要綱 平成17年要綱は廃止する。
- 3 「はつらつ玉村21」策定懇談会設置要綱 平成17年要綱は廃止する。

はつらつ玉村21（第2次）策定委員会名簿

NO	役 職	氏 名
1	会長：副町長	宮川 清吾
2	副会長：健康福祉課長	月田 昌秀
3	総務課長	萩原 保宏
4	経営企画課長	山口 隆之
5	生活環境安全課長	小林 賢一
6	子ども育成課長	齋藤 修一
7	学校教育課長	小板橋 保
8	生涯学習課長	小柴 可信
9	住民課長	金田 邦夫
10	経済産業課長	大谷 義久

はつらつ玉村21（第2次）検討部会名簿

NO	所 属	氏 名
1	総務課	桂川 美紀
2	経営企画課 (兼食育推進作業部会)	大堀 健
3	生活環境安全課	松岡 英里
4	子ども育成課	臼井 洋子
5	学校教育課 (兼食育推進作業部会)	青木 栄二
6	生涯学習課 (兼食育推進作業部会)	柳井 照明
7	住民課	目崎 大介
8	経済産業課 (兼食育推進作業部会)	小川 潤

9	健康福祉課	中澤 高志
10	健康福祉課・理学療法士	斉藤 道子
11	健康福祉課栄養指導係	高田 昭子
12	健康福祉課健康管理係	原 志乃
13	〃	加納 早苗
14	〃	山本 千晶
15	〃	齋藤 和佳子
16	〃	一場 悠
17	〃	堀内 敦
18	〃	佐藤 美津江

玉村町健康づくり推進協議会委員名簿

NO	職 名	氏 名
1	伊勢崎保健所長	栗原 修一
2	玉村町医師会代表	平賀 健司
3	玉村町歯科医師会代表	石井 幸仁
4	看護職代表	井田 光江
5	玉村町区長会代表（会長）	五十嵐三枝子
6	玉村町衛生組合代表	清水 正
7	玉村町保健推進員協議会代表	富澤 光代
8	玉村町社会福祉協議会代表	目崎 憲男
9	玉村町体育協会代表	内山 耕一
10	JA 佐波伊勢崎代表	吉田 秀昭
11	小中学校長代表	都丸 洋一
12	玉村町 PTA 連絡協議会	多田 亜紀子
13	玉村町食生活改善推進協議会代表	天野 裕子
14	JA 女性部代表	滝口 祐子
15	玉村町商工会代表	小林 訓
16	玉村町長寿会代表	重田 登代次
17	玉村町スポーツ推進委員会代表	設楽 政江

玉村町食育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の食育推進事業について検討し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織である食育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画についての検討に関すること。
- (2) 食育に関する取組の整理及び計画策定に関する課題整理に関すること。
- (3) その他食育に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副町長
 - (2) 経済産業課長
 - (3) 学校教育課長
 - (4) 子ども育成課長
 - (5) 生涯学習課長
 - (6) 経営企画課長
 - (7) 健康福祉課長
 - (8) 学校給食センター所長
 - (9) 農業委員会事務局
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、副町長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は、健康福祉課長及び学校教育課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があるときは、委員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第5条 第2条に定める委員会の所掌事務について調査し、検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、次に掲げる課及び局の職員のうちから、課長及び局長により推薦された職員をもって組織する。

- (1) 経済産業課
- (2) 学校教育課及び給食センター
- (3) 子ども育成課
- (4) 生涯学習課
- (5) 経営企画課
- (6) 健康福祉課

3 作業部会の部会長は、健康福祉課の職員をもって充て、副部会長は、経済産業課及び学校教育課の職員をもって充てる。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。なお、作業部会の会議は、部会長が必要に応じて召集し、部会長が議長となる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、作業部会を構成する者以外の職員等に対し、会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は関係課に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、健康福祉課保健センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

平成28年度食育推進委員会名簿

NO	役 職	氏 名
1	副町長（委員長）	宮川 清吾
2	健康福祉課長（副委員長）	月田 昌秀
3	学校教育課長（副委員長）	小板橋 保
4	経済産業課長	大谷 義久
5	子ども育成課長	齋藤 修一
6	生涯学習課長	小柴 可信
7	経営企画課長	山口 隆之
8	学校給食センター所長 （学校教育課長 兼務）	（小板橋 保）
9	農業委員会事務局	斉藤 博
10	健康福祉課栄養指導係（事務局）	高田 昭子
11	健康福祉課健康管理係（事務局）	原 志乃

平成28年度食育推進作業部会名簿

NO	所 属	氏 名
1	経済産業課	小川 潤
2	学校教育課	青木 栄二
3	経営企画課	大堀 健
4	学校給食センター・栄養士	坂本 明美
5	生涯学習課	柳井 照明
6	子ども育成課・保育所	藤井 友子
7	子ども育成課・児童館	森田 由美子
8	子ども育成課・子育て支援センター	新井 礼子
9	健康福祉課栄養指導係（事務局）	高田 昭子
10	健康福祉課健康管理係（事務局）	原 志乃

はつらつ玉村 2 1（第 2 次）計画策定経過

日 程	内 容
平成 27 年 7 月 30 日	入札にて、住民アンケート調査の委託業者決定
平成 27 年 11 月	住民アンケート調査票の郵送・回収 配布数 1,200 人、回収数 486 人、回収率 40.5%
平成 28 年 6 月 29 日	第 1 回健康増進計画・食育推進計画（第 2 次）策定委員会 議題（1）第 2 次計画策定について （2）住民アンケート結果について （3）検討部会について （4）今後のスケジュールについて
平成 28 年 7 月 29 日	第 1 回健康増進計画・食育推進計画（第 2 次）策定検討部会 議題（1）第 2 次計画策定について （2）住民アンケート結果について （3）部会の構成について （4）今後のスケジュールについて
平成 28 年 8 月 17 日	第 1 回玉村町健康づくり推進協議会 諮問 健康増進計画・食育推進計画評価及び第 2 次計画策定について
平成 28 年 8～12 月	健康増進計画・食育推進計画（第 2 次）策定検討部会 計 7 回実施
平成 29 年 1 月 17 日	第 2 回玉村町健康づくり推進協議会 議題 「はつらつ玉村 2 1（第 2 次）」（案）について
平成 29 年 1 月 16 日 ～1 月 29 日	パブリックコメントの実施
平成 29 年 1 月 30 日	第 2 回策定委員会 議題 「はつらつ玉村 2 1（第 2 次）」（案）について
平成 29 年 3 月	計画策定

はつらつ玉村21（第2次）

— 健康増進計画・食育推進計画 —

発行 玉村町
編集 健康福祉課
住所 〒370-1192
群馬県佐波郡玉村町大字下新田201
電話 0270-64-7706
発行年月 平成29年3月